

柏崎市公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

(法第4条第1項に掲げる土地の区域等を示す図面等の整備)

第2条 法第4条第1項第1号から第3号までに掲げる土地の区域等に係る決定若しくは指定又は変更をした者は、速やかにその内容を示す図面及び書類（以下「図面等」という。）を、市長に提出するものとする。

2 前項に規定する図面は、縮尺1,000分の1の平面図によるものとする。

3 市長は、第1項の規定により図面等を受理した場合は、当該図面等を公衆の閲覧に供するものとする。

(法第4条第1項第3号等の指定)

第3条 市長が行う法第4条第1項第3号及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第2条第1項第1号の指定は、それぞれ土地区画整理事業の施行者若しくは施行者となるべき者又は柏崎市教育委員会からの申出に基づく協議によるものとする。

(用地取得計画の作成等)

第4条 柏崎市以外の地方公共団体等（法第2条第1項第2号の地方公共団体等をいう。以下同じ。）は、法第6条の手続による土地の買取りを希望する場合は、用地取得計画書を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画書は、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式によるものとする。

(1) 法第9条第1項各号に規定する事業又はその代替地の用に供するため法第6条の手続による買取りを希望する土地の面積、区域（区域が不確定の場合においては、所在地域）及び用途並びに当該事業の施行者（施行者が未定の場合においては、施行予定者）及び施行年度

(2) その他参考となるべき事項

3 第1項の用地取得計画には、前項第1号の土地の区域又は所在地域を示す縮尺500分の1の図面及び縮尺1万分の1の位置図を添付するものとする。

4 前項の規定は、地方公共団体等が用地取得計画を変更した場合に準用する。

(届出書等の備付)

第5条 市長は、別記第2号様式の土地有償譲渡届出書及び別記第3号様式の土地買取希望申出書（以下「届出書等」という。）を常時備え付けて置くものとする。

2 届出書等に添付すべき当該土地の位置及び形状を明らかにした図面は、当該土地の位置を示す縮尺1万分の1の図面及び次に掲げる事項を記入した縮尺500分の1の付近見取図とする。

(1) 方位

- (2) 届出等に係る土地の所在、地番及び境界
- (3) 届出等に係る土地の周辺の道路、公園、河川その他公共施設及び公用施設
(受理の通知等)

第 6 条 市長は、届出等（法第 6 条第 1 項に規定する届出等をいう。以下同じ。）を受理した場合は、当該届出等に係る届出書等に受理年月日及び登録番号を明示した受理印を押印し、当該届出等をした者に別記第 4 号様式により通知するとともに、別記第 5 号様式の公有地先買関係文書処理台帳に受理年月日、登録番号等所要の事項を記入して登録するものとする。

（届出等に係る書類の作成）

第 7 条 市長は、届出等を受理した場合は、当該届出等のあった土地についての法第 6 条の手続による買取りの希望の有無その他所要事項を記載した別記第 6 号様式の審査表（以下「審査表」という。）を作成するものとする。

（買取りの協議を行う地方公共団体等の決定）

第 8 条 市長は、第 4 条の用地取得計画及び審査表を勘案して法第 6 条第 1 項の買取りの協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を届出等をした者及び当該地方公共団体等（柏崎市を除く。）に当該届出等があった日から起算して 3 週間以内に通知するものとする。

2 市長は、第 4 条の用地取得計画及び審査表を勘案して地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになった場合は、その旨を当該届出等をした者に当該届出等があった日から起算して 2 週間以内に通知するものとする。

3 市長は、前 2 項の届出等をした者に別記第 7 号様式により通知し、第 1 項の買取りの協議を行う地方公共団体等に別記第 8 号様式により通知するものとする。

（届出書等の保管）

第 9 条 市長は、届出書等及びそれに添付された図面を法第 8 条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管するものとする。

（買取りの協議）

第 10 条 第 8 条第 1 項の通知を受けた地方公共団体等は、速やかに届出等をした者と当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。

（買取り協議の結果の報告）

第 11 条 地方公共団体等（柏崎市を除く。）は、前条の協議が成立した場合又は成立しないことが明らかになった場合は、遅滞なく別記第 9 号様式により市長に通知するものとする。

（先買いに係る土地の管理）

第 12 条 市長及び土地開発公社は、法第 6 条の手続により届出等に係る土地を買取った場合は、法第 4 条第 1 項の届出に係る土地と法第 5 条第 1 項の申出に係る土地との別を明らかにした別記第 10 号様式（その 1）及び別記第 10 号様式（その 2）の用地台帳を作成し、法第 9 条の定めるところにより適切に管理するものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

用 地 取 得 計 画 書					
年 月 日					
団体名 _____					
1 法第4条第1項第1号から第5号までに掲げる土地の区域等					
法第4条第1号第1項から第5号までに掲げる決定又は指定等の種類及び名称	買取を希望する土地の区域	買取を希望する土地の面積	事業施行（予定）者	事業施行予定年度	取得後の用途 その他特記事項
		m ²			
2 1以外の土地の区域等					
現在の用途	買取を希望する土地の所在地域	買取を希望する土地の面積	事業施行（予定）者	事業施行予定年度	取得後の用途 その他特記事項
		m ²			

第6号様式（第7条関係）

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買に関する審査表

第 号

届出（申出） 内容	該当条項	届出													申出													
		4の1	4の2					4の3	4の4	4の5	4の6	5																
			イ	ロ	ハ	ニ																						
						2の1	2の2						2の3	2の4	2の5													
都市計画施設の名称																												
その他																												
市長	副市長	都市整備部長	課長	同左課長代理	係長	係員																						
		財務部長	課長	同左課長代理	係長																							
		起案日	年 月 日																									
		決裁日	年 月 日																									
		起案者	(内線)																									

公有地の拡大の推進に関する法律第6条第 項の規定に基づき、届出等のあった土地について、下記のとおり決定してよろしいか伺います。

買取り希望の有無	有・無
買取り協議の主体	
買取りの目的 (取得に関する伺いは別途決裁)	
県、他市町村の買取り	有・無
意見	
備考	

第2号様式（第5条関係）

土地有償譲渡届出書

柏崎市長 様

年 月 日

譲り渡そうとする者

住所

氏名

電話

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

4 譲渡予定価額に関する事項

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	円	円	円

5 その他参考となるべき事項

--

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記入してください。
- 「地積」の欄には、登記簿に記載された地積を記入してください。
実測地積が明らかな場合は、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書で記入してください。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記入してください。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 当該土地が法第4条第1項から第5号までのいずれかに該当することが明らかな場合には、5その他参考となるべき事項の項にその内容を記入してください。

第6号様式（第7条関係）

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買に関する審査表

第 号

届出(申出)内容	該当条項	届出											申出
		4の1	4の2					4の3	4の4	4の5	4の6	5	
			イ	ロ	ハ	ニ							
						2の1	2の2						2の3
都市計画施設の名称													
その他													
市長	副市長	都市整備部長	課長	同左課長代理	係長	係員							
		財務部長	課長	同左課長代理	係長								
		起案日	年 月 日										
		決裁日	年 月 日										
		起案者	(内線)										

公有地の拡大の推進に関する法律第6条第 項の規定に基づき、届出等のあった土地について、下記のとおり決定してよろしいか伺います。

買取り希望の有無	有・無
買取り協議の主体	
買取りの目的 (取得に関する伺いは別途決裁)	
県、他市町村の買取り	有・無
意見	
備考	

第3号様式（第5条関係）

土地買取り希望申出書

柏崎市長 様

年 月 日

申出をする者

住所

氏名

電話

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記により申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

3 買取り希望価額

	土 地	建築物その他の工作物	合 計
買取り希望価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

--

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記入してください。
- 「地積」の欄には、登記簿に記載された地積を記入してください。
実測地積が明らかな場合は、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ下記で記入してください。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記入してください。
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該地域に存する建築物その他の工作物に対し、所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

第 年 月 日 号

様

柏崎市長

印

土地有償譲渡届出書
の受理について（通知）
土地買取希望届出書

あなたから、公有地の拡大の推進に関する法律
第4条 第1項の規定に基づき
第5条 届出
申出

のあったことについては、下記のとおり受理しましたので通知します。

なお、裏面の事項に留意して下さい。

記

- 1 受理年月日
年 月 日
- 2 登録番号
番
- 3 届出（申出）に係る土地の所在及び地番
- 4 届出（申出）に係る土地の面積
筆 m²

- 1 買取りの協議を行う旨又は買取らない旨は、受理した日から起算して3週間以内に市から通知されますので、この文書は期間中大切に保存して下さい。
- 2 買取りの協議を行う旨の通知があった場合は、正当な理由のない限りこの協議を拒むことはできません。
- 3 次に掲げる日の翌日から起算して1年以内は届出又は申出をせずに、届出等の土地を第三者に譲渡することができます。
 - (1) 買取らない旨の通知があった日
 - (2) 買取り協議を行う旨の通知があった日から起算して3週間を経過した日又はその期間内に買取りの協議が成立しないことが明らかになった日
 - (3) 買取りの協議を行う旨又は買取らない旨の通知がなく、当該届出等をした日から起算して3週間を経過した日
- 4 次の場合は再度届出が必要です。

前項各号に定める日の翌日から起算して1年間を経過した後に第三者へ有償で譲渡する場合

第 年 月 日
号 日

様

柏崎市長 印

土地の 届出 について（通知）
申出

あなたが、公有地の拡大の推進に関する法律 第4条 届出
第5条 第1項の規定に基づき 申出

された土地については、下記のとおり処理することになりましたので、同法第6条 第1項
第3項
の規定により通知します。

記

1 登録番号

番

2 買取り協議の有無

有 ・ 無

3 買取り協議の相手方

4 買取り協議の目的

第 年 月 日
号 日

様

柏崎市長 印

土地の 届出 について（通知）
申出

公有地の拡大の推進に関する法律 第4条 第1項の規定に基づき 届出 のあった
第5条 申出

土地については、下記のとおり貴職を買取り協議の相手方に決定しましたので、同法第6条
第1項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 届出（申出）に係る土地の所有者の住所及び氏名
- 3 届出（申出）に係る土地の所在及び地番
- 4 届出（申出）に係る土地の面積
- 5 買取りの目的

- 1 届出（申出）者については、同日付けで通知済みです。
- 2 法第8条第1項の規定に基づく譲渡制限期間を経過した場合は、届出（申出）者は当該土地を第三者に譲渡することが可能となりますので注意してください。
- 3 届出（申出）者とその間の買取り協議の結果については、別紙により報告してください。
- 4 届出（申出）者との間の買取りの協議が成立した場合は、当該土地をこの法律の目的に従って適切に管理してください。

第 号
年 月 日

柏崎市長 様

住所
団体名

土地の買取りについて（報告）

年 月 日付け 第 号の で通知のあった公有地の拡大の

推進に関する法律 第4条 届出
第5条 第1項の規定による 申出
の土地の買取りの協議について、

下記のとおり報告します。

記

- 1 買取り協議の成立・不成立
- 2 同年月日
- 3 土地の所有者
- 4 土地の所在、地目、地積
- 5 買取価格

